

蜀漢政權の構造

狩野直禎

【要約】 劉備が蜀漢國を建てるにさいして、先ず解決を迫られた問題は、いかにして土着豪族達の協力を得るかということであつた。彼はそのために起兵当初より従つていたものも、新附のものも、皆その才能に応じて擢用した。

所で蜀漢國では、諸葛亮以来、政治の枢要を握るものは、「録尚書事」「領益州刺史」となり、「開府」を許されるのが例であつた。また蜀漢國では後漢の制を承けて尚書系統の官が重んぜられていた。さて実際に丞相或は大司馬・大將軍となつて「録尚書事・領益州刺史」を加えられ、或は尚書系統の官に任ぜられたものを考察すると、殆んどが、荊州出身者で占められている。これに対し、土着人士は地方の属官に任ぜられるものが多く、その姓を調べると、華陽國志に大姓としてあげられているものとよく一致する。このことは土着人士が中央政府において占めた地位の不遇さを物語ると共に、他方彼らが後漢以来築いて来た地方豪族としての勢力を維持しつづけていることをも示すように思う。

一

代を迎えるに至つた。

二世紀の末、後漢王朝の統制力は弱まり、地方豪族の勢力が強大化して来ると、中国は各地に群雄が割拠し、互に覇を競う時代となつた。そしてこの戦乱の中から、三世紀の始めになつて、中原に曹操の魏、江南に孫権の呉、巴蜀に劉備の蜀が建てられ、この三国が鼎立する、所謂三国時代を迎えるに至つた。

この魏・呉・蜀の三国は、何れもその地の豪族の支援の上に、政權樹立の基礎を置いている。此の点では、三国は共通した性格を持つてゐるわけである。しかし、その豪族との連合のしかたを見ると、各々の政權の成立の事情や、その過程、或はそれら独自の地域差などによつて、当然のことながら、三国の間に、差異というか、特質というか、

そういつたものが存するのである。曹操は漢王朝の中心であり、当時の中国の最も進んだ地域である中原に拠り、漢王朝から、形式的にもせよ、魏公さらに魏王に封ぜられるというコースを取つて、その勢力を形成していつた。また孫氏は、開発途上にある揚子江下流域に根拠地を置いており、彼自身その一員である土着豪族に支持されて、呉国を作りあげた。^③ところが蜀漢は、これまた地方政権ではあるが、土着政権ではなかつた。建国者劉備は、蜀地の人ではない。彼は前漢景帝の子孫と称するが、これには充分な根拠はない。備は河北の涿郡から身を起し、各地を流亡しつづけた後、漸くにしてこの地を征服して、蜀漢国を建設したのである。この非土着にして、且つ武力によつて征服したという点に、蜀漢国の大きな特長がある。このような性格の国柄であるから、当然土着豪族との関係も、簡単にはいかぬものがあつたであらう。土着人士には恐らく、征服者に対する屈従の心がある一方、他方では自己の有する伝統への誇りが存在していたであらう。また蜀漢政府も、こうした土着人士の動きを充分に捉えて政治を行うことを迫られていた。

私は本稿において、この蜀漢政権と土着豪族の関係を考察して行きたい。

二

私はこの関係を追及するに当つて、主として次の二点に留意した。先ず第一は、征服者たる非土着人士と、被征服者たる土着豪族との勢力関係である。第二は、そうした状況の下において、土着豪族はどのような生き方をしていたかということである。ただ今回は、具体的な場として、政治機構の面を撰んだことを御断りしておく。

さて、第一の問題について見ると、従来の研究によつて、蜀漢政権においての、土着豪族と非土着人士との関係は、後者が圧倒的に優位に立つてゐることが、あきらかにされている。例えば宮川尚志氏は「しからば蜀姓と外来豪族及びその奉戴する外来政権との関係はいかに。これを蜀漢の官僚の出身をしらべることにより窺おう。周明泰の編した三国世系表中、蜀漢に関する氏族五十一の中蜀姓は十八に過ぎない。……然らば蜀姓にして蜀廷の士大夫となつた人とはいかなる関係におかれたか。蜀志^一杜微伝に諸葛亮が

益州牧となり、その官属を選び迎えるのにみな旧徳を妙簡したとあり、彼が謙遜な態度で蜀の人材を採用したことを示している。しかし洪飴孫の三国職官表を一覧するまでもなく蜀の上層官僚を構成したのは劉備と創業の苦勞を共にした人多く殊に荊州から随行せる例が多い。」と述べておられるし〔六朝史研究〕政治・社会篇二二一（二頁）。徐徳麟

氏は、その『三国志講話』の中で「劉備が初めて益州に入つた時、彼の部下は荊州人が最も多かつた。これは蜀志の列伝中に非常にはつきりと現れている。蜀志に記された人物は、諸葛亮より楊戯まで専伝のあるものは五十六人だが、その中荊州は二十二、益州は十八人、司隸五人、徐・幽・涼・豫は各々二人、冀・青・兗は各々一人である。益州以外から来たものが大半を佔めており、荊州一州はまた、益州の人数より多い。」と論じている。

私はこの結論には敢て異を挟まないが、単に『三国志』に専伝のある人物や、上層官僚になつた人間の数の比較からだけで、この様な結論を導き出してよいものか、いささか疑問に思う。これに対しては、もう少し具体性を持つた観察がなされるべきであろう。私はこの小論において、或

る官職が果たした役割と、その職についた人物との関連に留意して、論じて行きたい。

第二の点についていうと、後漢から三国晋にかけて、この地方の研究を進める上に是非参照しなければならぬ史料に『華陽国志』がある。『華陽国志』は東晋常璩の作で、晋代の巴蜀地方の豪族の番付けなどが記されているが、これら豪族は、ほぼ後漢時代に成立したものと考えられる。

とすると、彼等はこの三国の時代を生き抜いて来たわけである。そして従来から、諸先学によつて指摘されているように、益州土着豪族達は、蜀漢政府の首脳達に、自己の既に得て来た利益を守つてくれることを期待し、蜀漢政權が、その建国の大綱としている、中原恢復、漢朝復興のための出兵には、必ずしも賛成ではない。そればかりでなく、却つて迷惑に考え、しばしば反対意見を述べてさえいるのである。然らば、この地は、劉備によつて征服されて蜀漢国ができ、しかもその政權は非土着人士が優勢であるとされる時、彼等土着豪族達は、どのようにしてこの時代を生き抜いてきたのか。果してどんな利益を得ていたのか、という疑問が起る。これに対する解答もなされねばならない。

こうした二つの点から見て、土着豪族の実態を探る一つの
手掛として、蜀漢政府の人事構成に視点を置いて検討を進
めたい。

三

劉備入蜀前後の蜀地の事情については、すでに述べたこ
ともあるので、ここには触れないが、備が入蜀して、先ず
当 faced した問題は、劉焉・劉璋の政権が、滅亡する原因とな
つていた、土着豪族と非土着人士の間の矛盾の解決であつ
た。彼が平蜀後行つた人事配置は、その苦心をよく物語つ
ている。備は、関羽・張飛・諸葛亮といつた、彼の股肱の
臣は勿論のこと、劉璋の輩下にあつたもの——法正・許靖
・董和・黃權・李嚴などでも、劉璋の一族のもの——吳壹
・費觀でも、有能な士、人望ある人、名声高き者は、その
如何なる経歴やを問わず、みなこれを登用した。これは一
面、善き人材を任用して、政治の実を挙げんとしたもので
あるが、また一面、人心を収攬する意味をも持つていたの
である。そしてこうした登用方針により、土着人士も多く
召されたであろうが、備が入蜀する以前に長く荊州に根拠

地を置いていた關係からか、荊州出身者が重用されていた。^②
すでに『三国志』蜀志卷一五楊戲伝引季漢輔臣贊注に、

先主、漢中王となり荆楚の宿士を用う。頼恭は太常となり、南
陽の王柱は光祿勳となり、(王)謀は少府となる

と見えているが、清の学者何焯が、この劉備平蜀の際の人
事配置の実情を誠によく指摘している。彼は、その著『義
門読書記』の中で次のように言っている。

董和が(諸葛亮と共に左將軍大司馬府事に)並署せられ、李嚴
が(諸葛亮と共に遺孤を)並託されたのは、皆、蜀の士大夫の心
を慰むる所である。

李嚴の並びに大任に当たるのは、彼がすでに蜀土の故臣で、疑
慮を加えるべきであるからである。その上彼は南陽の人で、諸葛
孔明も南陽に僑居したことがあつて、郷党の分があるから、能く
協同して政事を処してゆくであろうと考えたからである。……。

(漢の)武帝は、これを(桑)弘羊に失い、昭烈(劉備)はこ
れを李嚴に失つた。人間というものは全く分らないもので、権位
が互に同じ程度だと、その間に猜疑嫌惡の念が生じやすいのも人
生の常である。

これらの言は、主として李嚴の任用についての批判であ

るが、彼を任用せねばならなかつた当時の事情をよく衝いていっていると思う。

ところで、この李嚴にしろ、董和にしろ皆荆州出身である。李嚴は南陽、董和は南郡）、劉焉・璋の頃から蜀にいた人である。思うに、新に荆州から入つて来た劉備にとつては、彼らが荆州の出身者であるとか、南陽の名族であつたとか、という事で、親近感があり、彼らを重用したのである。備の皇后や、太子妃も、荆州の名族で且つ劉璋の一族であつた家柄の出である。

ではかくも中央政界に多数進出したと考えられる荆州人は、実際にどのような官職についていたのであろうか。これが、私の第一の疑問を解く鍵とならう。

四

劉備の臣と言へば、先ず誰でも思い出すのは、関羽・張飛・諸葛亮であろう。中でも、諸葛亮と備との間は「君臣水魚の交り」と称される程の親密さであり、備は亮を股肱の臣と頼み、亮も亦その知遇に応え、備の政權の一大支柱であつた。備は帝位につくと、彼を「丞相 録尚書事」に

任じ、備の死後、幼主禪が立つと、「領益州牧」が加えられ、万機を統帥し、事は大小となく皆彼に決することになつた。亮の死後は蜀漢国には終に丞相は置かれなかつたが、しかし国家の枢要を握るものは、大司馬・大將軍と官名は異つても、何れも「益州刺史を領」し「尚書事を録」しているのである。

一体、「録尚書事」とは尚書令の上に立つて、尚書の事務を総括するものであるが、もともと天子の秘書官に過ぎなかつた尚書の官が、政治機構の中で重要な地位を占めて来るのは、大略後漢以後のことと考えられている。後漢には、三公は名のみで、政治の実権は録尚書事に移つた。後漢の後を承けたと自認する蜀漢国では、恐らく後漢の制をそのまま受けたのであろう。蜀志などを見ると、尚書系統の官がかなり重んぜられていたように思われるのである。

そこで先ず録尚書事に任ぜられたもの、及び、尚書系統の官に任ぜられたものを考察してみたい。

五

録尚書事に任ぜられたものは次の如くである。

諸葛亮

蔣琬

費禕

姜維

諸葛亮（孔明）は、いまあらためて紹介する必要もないであろうが、順として述べると、彼は琅邪陽都（山東省沂水）の人である。この諸葛氏はなかなかの名族で、兄の瑾は呉に仕えて大將軍となり、族弟の誕は魏の大司空となつて、「一族三方に冠蓋となり、天下これを榮」とした（『呉志』卷七諸葛瑾伝注引呉書）。亮は備が荊州にいたとき、いわゆる三顧の礼をもつて迎えられていらひ、備集團の大黒柱となつていたのである。彼は建興十二年（二三四）八月、五丈原において、信頼する蔣琬に後事を委ねて、五十四歳を一期として世を去つた。

亮の後をうけて、蜀漢の最高統帥者となつたのが蔣琬である。琬は零陵湘郷（湖南省長沙）の人である。荊州書佐の時先主に随つて蜀に入り、地方の令長を経て尚書郎となつた。この頃からすでに亮に嘱望され、建興元年、亮が丞相府を開くと辞されて東曹掾となり、參軍に遷り、亮が漢中

に出陣するや、張裔について留府長史となつた。亮はつねに、

公琰（琬の字）は志を忠雅に託す。まさに吾とともに王業を贊するものなり

といひ、後主にも密表して

臣若し不幸となれば後事はよろしく琬に付すべしと申している。されば亮が没するや、尚書令となり、俄にして行都護仮節領益州刺史を加えられて大將軍に遷り尚書事を録した。そして府を開くことを許され、ついで大司馬となつたが、延熙九年（二四六）病死した。

琬をついだのが費禕である、禕も亦、亮の信頼していた人物である^①。禕は江夏鄆（湖南省汝寧）の人で、劉璋の母方の一族である。太子舎人・太子庶子となり、禕が即位すると黃門侍郎に任ぜられ、昭信校尉となつて呉に使し、蜀に還つて侍中となり、亮に請われて丞相參軍となりたびたび呉に使しよくその使命を果したというから、外交官としての立派な才能を有していたのであろう。琬の後を襲つて尚書令となり、延熙六年（二四三）大將軍録尚書事となり、更に八年益州刺史を領した。十六年（二五三）新年宴会の

席上、魏の降人郭脩のために刺殺された。

姜維 彼は自ら孔明二世をもつて任じていた。天水冀（甘肅省鞏昌）の人である。建興六年（二三八）亮が祁山に向つた時に蜀の陣營に入り、丞相倉曹掾となつた。二十七歳の年である。中監軍に遷り、亮が死ぬと右監軍輔漢將軍となり、更に大司馬琰の下で司馬となり、延熙六年鎮西大將軍涼州刺史、十年衛將軍に遷り尚書事を録したのである。以上四人が録尚書事領益州刺史（姜維のみは益州刺史を領していない）になつたものであるが、蜀志にはその外平尚書事という名が見える。この地位についたものとしては、

馬 忠

諸 葛 瞻

董 厥

の三人が判つている。

馬忠は巴西閩中の人で、少くして外家の狐氏に養われた。

馬・狐氏ともに梟の大姓である。建興元年（二二三）丞相

府に辟されて門下督となり、次いで牂柯太守から八年（二

三〇）丞相參軍となつて、留府長史蔣琬の副として州治中

従事を領した。ついで降降都督に任ぜられた。延熙七年

（二四四）費禕が関中に出陣したさいに成都に帰つて平尚書事となり、禕が帰還すると任所に還つた。

諸葛瞻は亮の子で、公主に尚して騎都尉となり、諸官を歴任して景耀四年（二六一）行都護衛將軍となつて平尚書事に署せられた。

董厥は義陽の人で丞相府の令史となり、主簿にうつり、尚書僕射・尚書令を経て輔国大將軍となつて諸葛瞻と台事を平した。

なお、蜀では諸葛亮以外に丞相となつたものがないことは前に述べたが、一時行丞相事が置かれていた形迹がある。それは『蜀志』卷四後主張皇后伝に

延熙元年春正月策していわく『朕大業を統承し天下に君臨し、郊廟社稷を奉ず。今貴人を以て皇后となす。行丞相事左將軍向朗をして節を持ち、璽綬を授く。勉めて中饋を修め、恪して禮祀を肅せ。皇后それこれを敬めよ』と。

ここに行丞相事左將軍向朗と見えるが、向朗は襄陽宜城の人で（湖北省宜城）初め荊州牧劉表に仕え、表の死後備に従つた。地方太守を歴し、後主踐阼後、歩兵校尉となり、更に丞相長史を領した。後馬謖の事に坐して官を免ぜられ

ていたが、数年にして光祿勳となり、左將軍に移つていた
のである。

六

次に尚書の長官たる尚書令になつたものを考えてみたい。
尚書令になつたものは次の十一名である。

- 法正 (建安24) ~ 25)
- 劉巴 (建安25) ~ 章武2)
- 李嚴 (章武2) ~ 建興4)
- 陳震 (建興4) ~ 7)
- 蔣琬 (建興12)
- 費禕 (建興12) ~ 延熙6)
- 董允 (延熙6) ~ 9)
- 呂乂 (延熙9) ~ 14)
- 陳祗 (延熙14) ~)
- 董厥 (?) ~)
- 樊建 (?) ~)

法正 右扶風郿 (陝西省郿縣) の名族で建安初に蜀に入つ

たが、劉璋には重んぜられず、劉備迎え入れの急先鋒となつた。備の平蜀後蜀郡太守となり、建安二十四年備が漢中王となると尚書令に任ぜられたが翌年没す。

劉巴 零陵丞陽の人 (湖南省衡陽)。家は世々二千石の家柄であつた。左將軍西曹掾に辟され、備が漢中王となると尚書となり、更に法正に代つて尚書令となつた。章武二年卒す。

李嚴 南陽の人で、最初荊州牧劉表に仕え、曹操が荊州に攻め込んだ時蜀に逃れ、劉璋に仕えた。犍為太守より尚書令に辟され、備の臨終に當つて亮と共に後事を託され、以後中都護・光祿勳・前將軍・驃騎將軍と遷つたが、註⑧に述べた事情で廢された。

陳震 彼も南陽の人である。備が荊州牧となつた時辟されて従事となる。入蜀後、郡太守を歴して、尚書令となる。建興七年衛尉に遷つた。

陳震が衛尉に遷つた後、長らく尚書令は置かれなかつた。次官の尚書僕射李福 (梓潼涪) がいたが、尚書令には陞れなかつた。

蔣琬・費禕に次いで尚書令になつた董允は、和の子で南

郡枝江の人である。太子舎人・太子洗馬となり、禪の即位と共に黃門侍郎となつた。次いで侍中に遷り、虎賁中郎將を領した。延熙六年輔国將軍を加えられ、七年侍中守尚書令となつた。彼は諸葛亮・蔣琬・費禕と共に四相とされ、一に四英とも号された(『蜀志』卷九董允伝注引華陽国志)。彼の在世中は宦官黄皓は允を憚れて非をなさず、皓の官は黄門丞にすぎなかつた(『蜀志』卷九允伝)。

呂又 南陽の人。父常は焉に従つて入蜀す。典曹校尉、県の令長・郡太守を経て尚書となり、允に代つて尚書令となつた。

陳祗 汝南の人。許靖の兄の外孫にあたる。少きより靖の家に長じ、選曹郎になつた。費禕に見出されて侍中となり、父の死するや尚書令になつた。祗が尚書令となるや宦人黄皓は、彼と相表裏して政を乱し、国を亡す基をなした。
樊建 南陽の人。董厥が大將軍に遷り台事を平するに及んで尚書令となつた。

以上に見て来た通り、馬忠を除いて、その外は何れも非土着人士で占められている。こうして見ると、蜀漢国の政

治が非土着人士特に荆州出身者によつて動かされていたといふことがほ言えるように思ふ。

尚書系の官の人的構成は、僕射以下の属官を見ても非土着人士の数が圧倒的に多いようである。三国志その他から知り得る限りにおいて、尚書系の属官となつたものを参考のため掲げると次の通りになる。

尚書僕射

李福^⑩ (梓潼涪 建興7〜延熙元)

姚 劬 (巴西閬中 延熙元〜5)

董 厥 (義陽 延熙5〜景耀元)

諸葛瞻 (琅邪 景耀元〜4)

張 紹^⑪ (涿郡 景耀4〜)

尚書

楊 儀 (襄陽)

劉 巴 (零陵)

鄧 芝 (義陽)

陳 震 (南陽)

呂 乂 (南陽)

馬 奔 (巴西閬中) (馬氏は県大姓)

張 逸^⑫ (涿)

向充(襄陽)

胡博(義陽)

張翼(犍為武陽)

宗預(南陽)

劉式(義陽)

許游^⑭(汝南)

衛繼(漢嘉嚴道)

文立(巴郡臨江)(文氏は県大姓)

馬齊・張翼・衛繼・文立の四名が土着人士である。張翼

は高祖父浩が司空、曾祖父綱が広陵太守となつた名族の出で、劉備入蜀の時、召された。土着人士としては可成り活躍した人である。また馬齊・文立はそれぞれ、張飛・費禕

に見出されたのである。

郎中

吏部 羅憲(襄陽)

陳祇(汝南)

左選 鄧良^⑮(義陽)

右選 楊猷(犍為武陽)

王祐(広漢郡)(王氏は県大姓)

尚書郎蔣琬(零陵)

馬裔(巴西閬中)

李驥^⑯(梓潼涪)(李氏は郡大姓)

鄧芝(義陽)

李虎(?)

黄崇(巴西閬中)(黄氏は県大姓)

費恭^⑰(江夏)

習忠(襄陽)

李密(犍為武陽)(李氏は県大姓)

度支 柳伸(蜀郡成都)(柳氏は郡大姓)

郎中(四百石 六品)には大分益州土着人士も任ぜられているが、全体として見れば尚書系統の官は非土着人士の任ぜられること多く、従つて蜀漢政權は非土着人士の勢力の

優勢なことが言えるように思う。次に丞相府その他の人事

を見ると、なお一層この事がはつきりすると思ふ。

七

諸葛亮は建興元年に丞相府を開くことを許されているが、この丞相府がその後の蜀漢の政治に果たした役割は少くなかつたようである。亮は閬中出兵に當つては、丞相留府長史を置

いて、自己の腹心をこれに任じ、連絡を密ならしめたのである。では丞相府にはどのような官が置かれ、如何なる人物がそれに任ぜられていたであろうか。『三国職官表』（洪飴孫）によると、丞相府属の官職として軍師祭酒・中軍師・後軍師・左右長史・留府長史・左右司馬・從事中郎・主簿・參軍・西曹掾属・東曹掾属・倉曹掾属・記室・門下督などの名が挙げられている。いまその一々について、その官に任ぜられたものを挙げて、徒らに煩を増すのみであろうから、民政面で重要と思われる二・三の職に考察を止めたい。

左右長史（署諸曹事）

王連

向朗

楊儀

王連 南陽の人。劉璋の時より蜀に来ていた。備は彼を什邡令とし、司塩校尉に遷した。建興元年、屯騎校尉に擢して丞相長史を領した。

向朗は前に述べた通りで、彼は歩兵校尉を以て連に代つて丞相長史を領した。

楊儀 襄陽の人。建安年間荊州刺史傅羣の主簿たりし時、関羽の下に走つた。備の平蜀後尚書となり、建興三年丞相府參軍となり、八年長史に遷つた。後蔣琬と睦まず、廢されて民の身分におとされた。

留府長史（丞相領兵出則統留事）

張裔

蔣琬

馬忠

張裔・馬忠共に土着人士である。張裔は蜀郡成都の人で、張氏は成都県の大姓の一である。劉璋の時益州從事となり、備の入蜀後は巴郡太守・司金中郎將を経て益州太守となつた。たまたま郡に雍閩の乱が起り、太守であつた裔は捕えられて呉に送られた。呉より帰つて丞相府參軍となり、州治中從事を領し、ついで射声校尉を以て留府長史を領した。

主簿（録省衆事）

董厥（義陽）

胡濟（義陽）

宗預（南陽）

楊顛^㉑（襄陽）

楊敷（犍為武陽）（楊氏は県大姓）

参軍

馬謖（襄陽）

楊儀（襄陽）

廖化（襄陽）

宗預（南陽）

張裔（蜀郡成都）（張氏は県大姓）

蔣琬（襄陽）

費禕（江夏）

王平（巴西宕渠）

馬忠（巴西閬中）（馬氏は県大姓）

胡濟（義陽）

李遼（広漢郡）（李氏は県大姓）

姚宙（巴西閬中）

閻晏（？）

魯習（建寧）（蔡氏は大姓）

杜義（？）

杜祺（南陽）

盛勃（？）

西曹 典選卒

掾 李劭（広漢郡）（李氏は県大姓）

属 頼広（零陵）

東曹 典選卒

掾 蔣琬（零陵）

属 楊顛（襄陽）

今までに紹介した人物とだいぶ重複するものもあるが、兎に角、丞相府属も非土着人士によつて多く占められていることは推察される。

その他開府を許されたものは大司馬蔣琬、大將軍費禕・姜維らがあるが、その府属については全く断片的にしか分つていないので、ここでは考察の対象から除外せざるを得なかつた。

以上蜀漢政権の中核を形成していたであろうと考えられる官について、その人的構成を、現存の資料から復原し得る限り、これを復原して考察してみた。その結果は非益州人士、特に荆州人士の優勢なることが分つた。限られた史料から割り出された数の多少が直に勢力の強弱に結びつけうるものではないとしても、その職権が当時の政治の原動力となつていたことを考えると、蜀漢政権内における荆

州人士の占める地位の大きさは否定できないように思う。

八

それでは益州土着の人達の多くはどのような地位に就いていたのであろうか。

私は先に蜀漢国の最高責任者は、丞相乃至は大司馬・大將軍に任せられると府を開くことを許され、録尚書事・領益州刺史となつたことを述べ、ついで、尚書系ならびに丞相府属の構成について論じた。しかし益州刺史府のそれには何も触れなかつた。それはこの益州刺史府構造の問題が、益州土着の人士の動向と関係が深く、これと切離しては考え難いと思つたからである。

前漢武帝は、地方行政を監察し、地方官の非行を弾劾するために、全土を十三の州に分ち、各州毎に一名の刺史を派遣した。最初はその祿も低く(六百石)、一定の治所も有さなかつたが、後には二千石の官となり、一定の治所をもち、属僚を率い、郡太守の上に位する地方長官の如き存在と化してしまつた。

さて刺史は任所に赴くや属官を選ぶわけだが、そのさい

には地方土着の者が任せられた。そうすることによつて、始めて刺史はスムーズに統属下の地方を治められたのであろう。また土着の者から見れば、そうした官職に任命されることによつて自己の政治的・社会的勢力を伸長していく手だてとなつていた。いわば豪族化への一つの道であつたのである。

では三国時代に入り、蜀の如く流寓政權を頂いた場合、土着人士のこの豪族化への道はどのようになつたか。この点を考察することにより、自らこの時代の土着豪族の政治生活の実態の一面が明らかになるであらう。

続漢志によれば、後漢の刺史の属僚は次のようであつた。功曹從事(主州選署及衆事。司隸のみにおかる。司隸以外の州では治中從事という)。別駕從事(行部則奉引録衆事)。簿曹從事(主財穀簿曹)。兵曹從事(有軍事則置、主兵事)。部郡国從事(主督促文書察舉非法)。以上が従事史と呼ばれ、その下に仮佐が置かれた。仮佐には、主簿・門亭長・功曹書佐・孝経師・月令師・律令師・簿曹書佐・都官書佐・典郡書佐(各部国ごとに一名)などがあつた。

さて蜀漢でも、益州刺史の属官としては略々前代と同じ

規模のものが置かれたようである。ここでは刺史の機構の主軸であり、かつそれに就いたものが比較的多く分る従事史について考察を進める。

『三国職官表』は益州従事史として、治中従事、別駕従事、功曹従事、議曹従事、勸学従事、典学従事、都郡従事、督軍従事、従事祭酒等を挙げている。以下便宜上この順に従つて、その職についたものを列挙する。

治中従事

- 楊洪（韃為武陽）（楊氏は県大姓）
- 彭羨（広漢）
- 文恭（梓潼浩）（文氏は郡四姓）
- 張裔（蜀郡成都）（張氏は県四姓）
- 黄權（巴西閬中）（黄氏は県大姓）
- 馬忠（巴西閬中）（馬氏は県大姓）

その外に洪氏は潘濬（武陵の人）の名を挙げているが、彼は「先生入蜀以為荊州治中典留州事」とある如く、荊州治中従事であつたから、ここには考察の対象から省く。

別駕従事

趙祥

蜀志卷二先主伝建安二十五年の条にその名が見えるだけであるが、本貫等は分らない。

- 秦宓（広漢綿竹）（秦氏は県首族）
- 李恢（建寧允元）（大姓？）
- 馬勲（巴西閬中）（馬氏は県大姓）
- 李朝（広漢郫）（李氏は県大姓）
- 汝超

蜀志三後主伝景耀六年注引王隱蜀記にその名が見えるだけであるが、本貫は分らない。但し汝という姓は新都県の四姓に挙げられている。

王謀（漢嘉）

功曹従事 この職は漢では司隸のみに置かれたので、他の州では治中従事というのである。従つて益州には当然置かるべき筈のものでなく、その上すでに治中従事がある以上、その機能は全く重複してしまふ。所で洪亮吉はこの職に就いたものとして楊洪（韃為武陽）・五梁（韃為南安）・李恢（建寧允元）・姚伉（巴西閬中）の名を挙げているが、その根拠は各々次の記載にあると考えられる。すなわち

楊洪……先主蜀を定む。太守李嚴命じて功曹となす。『蜀志』

十一楊洪伝

建興二年、丞相亮益州を領す。選迎には皆旧徳を妙簡す。秦宓を以て別駕となす。五梁は功曹となり、(杜)徽は主簿となる。

〔蜀志〕十二杜微伝)

先主益州牧を領す。(李)恢を以て功曹書佐主簿となす。〔蜀志〕十三李恢伝)

姚祐……先主益州を定む。後、功曹書佐となす。〔蜀志〕十五楊戲伝引李漢輔臣贊)

である。楊洪は太守李敞が任じたのであるから、恐らく郡の功曹掾であつて、功曹従事とは考えられない。五梁の場合

合は「秦密が別駕(別駕従事の略)となる」という語に引かれて、功曹を功曹従事と解したのであろうが、次の杜微は主簿(仮佐の一)であるから、この功曹も無理に益州に存在しうる筈のない功曹従事と解するよりは、仮佐の一たる功曹と考えた方がよいように思う。李恢・姚祐の場合は明らかに功曹書佐(仮佐の一)になつたので、この功曹を功曹従事とは解し得ない。

以上のことから洪亮吉が蜀漢に功曹従事の職ありとするのは誤りと断ぜざるを得ない。

議曹従事

杜瑄(蜀郡成都) (杜氏は県四姓) 勸学従事

張爽

蜀志卷二先生伝建安二十五年の条にその名が見えるだけである。

尹黙(梓潼涪)

譙周(巴西西充國)

典学従事

譙周(巴西西充國)

部郡従事

常房

蜀志卷三後主伝建興元年注引魏氏春秋にその名が見えるだけであるが、常氏は大姓として屢々見られる姓である。

楊洪(犍為武陽) (楊氏は県大姓)

李邵(広漢郫) (李氏は県大姓)

龔祿(巴西安漢)

費詩(犍為南安) (費氏は県大姓)

督軍従事

何祗(蜀郡郫) (何氏は冠冕大姓)

王離(広漢) (郫県に大姓王氏あり)

費詩（犍為南安）（費氏は県大姓）

楊歇（犍為武陽）（楊氏は県大姓）

洪氏の挙げてゐるのは以上四名だが、他に華陽国志卷十二に

常勗（蜀郡江原）（常氏は県大姓）の名が見える。

従事祭酒

何宗（蜀郡郫）（何氏は冠冕大姓）

程畿（巴西閬中）

その他ただ従事とのみ書かれてゐるものがある。

張嶷（巴西南充国）

李密（犍為武陽）（李氏は県大姓）

李遷（広漢郫）（李氏は県大姓）

洪氏は以上三名しか挙げてないが、華陽国志により以下の
数名が補える。

文立（巴郡臨江）（文氏は県大姓）

司馬勝之^②（広漢綿竹）

常勗（蜀郡江原）（常氏は県大姓）

何隨（蜀郡郫）（何氏は県大姓）

王化（広漢郫）（王氏は県大姓）

寿良（蜀郡成都）

以上煩をいとわずに従事史になつたものを列举したが、州

自ら辟除する原則は崩されてゐない。土着人士達は、前代以来引続き、州郡の要職につくことによつて、自己の地位を高めていつた。たとえ中央政府にまでその勢力は伸長し得なかつたとしても、彼等の地域的な支配権というものは終に失われなかつた。否寧ろこの時代を通して、益々その地盤を固めていつたと考えられる。中央政府の出兵に対する批判も、こうした地盤の上に可能であつたらう。それにいま従事史に挙げた人物の姓が、華陽国志に載せられた晋代の大姓と殆んど一致することは^③、この時代が大姓として成長する時期に當つていたことを示唆するものであらう。

九

以上私は本稿において、蜀漢政権の中樞部は、結局荆州出身者によつて占められていた。それに対し益州土着人士は、州郡の属官となり、前代より引続いて所謂の大姓として成長していつたことを述べた。ただ巴蜀地方の大姓は矢張りその地域的な条件からか、終に一流の貴族となる機会はなかつたのである。

① 曹操政權の成立に関しては、川勝義雄「曹操軍団の構成につ

いて」（『京大人文科学研究所二十五周年論集』）五井直弘「曹操政權の性格について」（『歴史学研究』一九五）

② 呉については、宮川尚志「三国呉の政治と制度」（『史林』三十八巻 第一号）

③ 私の計算によると、荊州二十二二人、益州十九人、司隸五人
徐・幽・豫各二人、涼・冀・青・兗一人となる。因に、後の行
論とも関係があるので、煩をいとわず、蜀志に専伝あるもの
出身地別の表を作ると左の様になる。

荊州 南陽（黃忠 陳震 呂乂 李嚴 魏延 王連 許慈

米敏 鄧芝 宗預）襄陽（龐統 馬良 楊儀 向朗）

南郡（董和 董允 霍峻）零陵（劉巴 蔣琬）武陵

（廖立）江夏（費禕）長沙（劉封）

益州 巴西（周羣 譙周 黃權 馬忠 王平 張嶷）犍為

（楊洪 費詩 張翼 楊戲）梓潼（杜微 尹默 李譔）

廣漢（秦宓 彭羨）蜀郡（張裔 杜瓊）建寧（李恢）

永昌（呂凱）

司隸 扶風（馬超 法正）河南（孟光 郗正）河東（閔

羽）

徐州 東海（糜竺）琅邪（諸葛亮）

幽州 涿郡（張飛 簡雍）

豫州 汝南（許靖）魯國（劉琰）

涼州 天水（姜維）

冀州 常山（趙雲）

青州 北海（孫乾）

兗州 山陽（伊籍）

南陽の項には、陳寿が義陽郡出身と記したのも含まれて
いる。義陽が置かれたのは、晋の太康年間のことであつて
（晋書卷十五地理志下）、後漢・三国時代は、義陽郡の地は
未だ南陽郡に属していたのである。陳寿はしばしば、晋代に
使用された呼称をそのまま三国の時のことを記す際に用いて
いる。

④ 例えば、宮川尚志『諸葛孔明』（二〇頁）、宮崎市定『九品
官人法の研究』（八頁）

⑤ 周羣は巴西閬中の人で、家富み、父の舒は廣漢の楊厚に学び、
彼の名は董扶・任安に次ぐものがあつた。羣も父から天文術を
学び、家に天文台を作つて觀測に従事した。彼は劉備の漢中出
兵に対し「当得其地不得其民也。若出偏軍必不利。」と言つた。
また蜀郡の人で、その天才は羣に過ぎるといわれた張裕も「不
可争漢中。軍必不利」といつている。なお張氏は成都四姓の一
に数えられている。

さらに張翼の伝を見ると彼は姜維の出兵に対して、しばしば
その不可なることを言つたと見えている。「維議復出軍。唯翼
延争。以為国小民勞。不宜贖武。維不聽。」本文中にも述べた
如く、張翼の一門は、後漢時代からの犍為武陽の名族であつた。

⑥ 拙稿「後漢末の世相と巴蜀の動向」（『東洋史研究』第十五卷
第三号）及び「蜀漢国前史」（『東方学』第十六輯）

⑦ 拙稿「蜀漢国前史」（三十頁）

⑧ 李嚴は後に諸葛亮と隙を生じ、亮の祁山出撃にも軍糧を充分

に送らず、ために亮が退却すると、逆に亮は軍糧が豊かなのに退却したと公言する有様で、遂に平民の身分に貶され、終身蟄居させられたのである。

⑨ 劉備は入蜀後陳留呉氏を娶つたが、呉氏は嘗ては璋の兄瑁の妻で、当時未亡人であり、兄の老は劉焉・劉璋の高官となつていた。又太子璿の妃は費禕の長女であるが、費氏は江夏鄒の人で璋の母の一族である。禕は又子の恭を公主に尚さしめている。

⑩ 『陔餘叢考』卷二六 尚書

⑪ 「益部耆旧雜記曰、諸葛亮於武功病篤、後主遣(李)福省侍、遂因語以國家大計、福往具宣聖旨、聽亮所言、至別去數日、忽馳思未及其意、遂却騎馳還、見亮、亮語福曰、孤知君還意、近日言語雖弥日、有所不尽、更來一決耳、君所問者、公琰其宜也、福謝前失失不語、請公如公百年後誰可任大事者、故輒還耳、乞復請蔣琬之後、誰可任者、亮曰文禕(禕の字)可以繼之、又復問其次、亮不答(蜀志卷一五)」

⑫ これは、当時の大姓の社会生活を見る上に面白い資料である。
⑬ (建興)五年随亮漢中、朗素与馬謖善、謖逃亡、朗知情不举、亮恨之、免官還成都。

⑭ 李福の父権は劉焉によつて殺された豪強の一人である。

⑮ 紹は張飛の子

⑯ 遼は張飛の孫

⑰ 游は許靖の子

⑱ 良は鄧芝の子

⑲ 驥は李福の従子

⑳ 恭は費禕の子

㉑ 顯は楊儀の宗人

㉒ 諸葛亮が北征に当り、有名な出師表を上るが、その中に彼が後事を託しうる人物として、後主劉禪に推しているのは次の者である。

「侍中侍郎郭攸之・費禕・董允等、此皆良吏、志慮忠純、是以先帝簡拔、以遺陛下、愚以為宮中之事、事無大小、悉以咨之、然後施行、……將軍向寵、性行淑均、曉暢軍事、……愚以為營中之事、悉以咨之、……」

ここに郭攸之は南陽の人、向寵は襄陽宜城の人で、向朗の兄の子である。

㉓ 何焯は『義門說書記』において「(張)裔以射声校尉領留府長史」の条に「既重裔幹理、亦不欲、但用公琰(蔣琬)文禕(費禕)、留府事、一府皆楚人、失蜀士心也。」と評している。

㉔ 『統漢志』百官志郡国の条に「皆置諸曹掾史、本注曰、諸曹略如公府曹、無東西曹、有功曹史」と見える。

㉕ 司馬勝之……時蜀國州書佐、望与那功曹參選、而從事佗台郎特重察举、雖位經朝要、還為秀考、亦為郡端右、(『華陽國志』卷十一)

㉖ 後漢及び劉焉、劉璋下に巴蜀出身者で活躍したものの姓と華陽國志に見える大姓との間の一致度より、蜀漢政權下に活躍したものの、姓との間のそのの方がずっと緊密である。

〔附記〕本稿は昭和三十三年度東洋史談話大会にて発表したものゝ一部である。

Latin Fathers and the medieval Christians regarded the Epitome of Trogus' work by Justinus as the most authoritative book of secular history. Thus Greek image of world-history has been naturally accepted by medieval and modern European historians.

Regional Study of Census-taking in the First Year of *Ta-t'ang-t'ien-pao* (大唐天宝)

by

Kaizaburō Hino

According to the census-taking in the first year of *t'ien-pao* (天宝) of *T'ang* (唐) (742), great difference can be found in the population rate by *Tao* (道) the highest administrative district, and greater difference by *Chou* (州); for example, the average of a *Chou* (州) came up to even 120 a house; this did not mean the greatness of a family but the incorrect investigation of the census by the tax-book which was made the political consideration by *Tao* (道) and *Chou* (州) authorities to adjust the difference of tax burden for each class, light to the rich and heavy to the poor.

More accurate *Tsi-chang* (籍帳) which the authorities of *Chou-hsüan* (州縣) made for their own use, to say nothing of *Chi-chang* (計帳), listed even far less than real population.

Administrative Structure of *Shu-han* (蜀漢)

by

Naosada Kano

Officials from *I-chou* (益州) could hardly be found in the higher officialdom in *Shu-han* (蜀漢) but those from *Chi-chou* (荊州) played a most active part in it. Most of officials, concerned with *Shang-shu* (尚書) as a core of *Shu-han* (蜀漢)'s political system, and especially the highest official, appointed to *Ch'eng-sian* (丞相), *Ta-se-ma* (大司馬) or *Ta-chiang-chun* (大將軍) with *Lu-shang-shu-shih* (錄尚書事) and *Ling-i-chou-tz'u-shih* (領益州刺史) were not natives; contrarily, most of natives from *I-chou* (益州) were appointed to subordinate country-officials whose surname just coincided with the list of great surname in *Hua-yang-kuo-chih* (華陽國志) compiled in the *Chin* (晉)

dynasty. Generally, not necessarily in the *Szechwan* (四川) district, nobles powerful clans in the Period of the South and North were in their growing period roughly after the Later *Han* (後漢) dynasty. One of the main reasons why they became to be powerful clans was to be in close contact with politics as subordinate country-officials.

For these facts, however low their position in the state government might be native from *I-chou* (益州) under the *Shu-han* (蜀漢) administration are thought to have still been able to keep or develop their influence as powerful clans which they tried to put up since the Later *Han* (後漢) dynasty.

Disintegrating Process of the Financial Organization in the *Ritsuryō* (律令) System

—*Getsuryō* (月料) *Yōgekiryō* (要劇料)
and *Kanden* (官田) —

by

Takeshi Abe

There seems to be no thorough research on the transition of the *Ritsuryō* (律令) system to the Manorial System; there have been few practical studies about it except some general ones.

This article, from the view-point of the history of land-system, throws special light on the process through which *Getsuryō* (月料) and *Yōgekiryō* (要劇料) under the *Ritsuryō* (律令) system changed themselves in the ninth to tenth century, and then were absorbed and digested into the Manorial system, in order to find the key to the study of *Kangaryō* (官衙領) and of formation of manors.